



令和2年9月25日

加東市議会議長 様

発議者

大畑 一 千 仁  
井上 葵 和  
高瀬 俊 介

議員北原豊君に対する懲罰動議

次の理由により、議員北原豊君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び加東市議会会議規則第110条第1項の規定により、動議を提出します。

記

議員北原豊君は、9月25日開催の本会議で、認定第7号令和元年度加東市病院事業会計決算の認定議案の討論、採決に際し、反対討論をしておきながら採決においては賛成するという事を行った。

このことは、本市議会の本会議等における審議、討論、採決の重みを理解しておらず、また、本市議会の品位、権威を著しく失墜させる行為であり、単に発言を取り消して済むというものではない。

議員北原豊君に、議会人として、一つ一つの行動と発言についての責任を自覚していただくためにも、懲罰を科されたく、動議を提出します。

以上

